

橋本市民病院 建物総合管理業務委託

植栽管理業務仕様書

2024年7月

橋本市民病院

1 植栽管理目的

橋本市民病院における患者療養環境の整備を図る為、受託者において院内植栽管理業務が計画的かつ適切に行われることを目的とする。

2 管理の範囲

橋本市民病院の緑地帯維持管理の範囲は、病院の敷地内とする。

(託児所、東館、南側駐車場含む)

3 業務内容

緑地帯の維持管理業務は、次のとおりとする。

- (1) 剪定は、樹木にあった整備、剪定を行い、枯れ枝、逆行枝、徒長枝等樹木の生育上に良くないものは切り取る。なお、業務に伴い発生した枝葉・雑草等は収集して搬出し、適切に廃棄すること。
- (2) 肥料は、樹種及び管理状況に応じて、年1回以上実施すること。
- (3) 消毒は、ディブテックス、スミチオン、デス、トレゴン等を原則とするが、害虫の大きさ、種類により調合薬剤を変える。
- (4) 除草は、適宜実施すること。なお、業務に伴い発生した枝葉・雑草等は収集して搬出し、適切に廃棄すること。
- (5) 緑地帯管理工程表は、別紙による。

4 設備及び備品等の破損時の対応

受託者は、業務履行において委託者の設備又は備品等を破損した場合及び第三者又は第三者の備品等を破損した場合は、速やかに委託者へ報告の上、適切に対応しなければならない。

5 その他

本仕様書に定めのない事項、本仕様書の内容変更及び委託者と受託者間において疑義が生じた事項については、双方が誠意をもって協議し定めること。